

新潟市の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年新潟市条例第10号）第6条の規定により、平成18年度の人事行政の運営状況の概要及び人事委員会の業務の状況を公表します。

1 人事行政の運営状況の概要

(1) 職員の任免および職員数に関する状況

職員の採用状況（平成18年4月2日～平成19年4月1日）

ア 試験採用

(単位：人)

区分	上級		中級	初級		身体 障害 者	民間経験者		消 防		合 計
	事務	事務 以外	事務 以外	事務	事務 以外		事務	事務 以外	上級	初級	
申込 者数	319 (144)	221 (95)	490 (429)	43 (22)	16 (3)	45 (26)	458 (145)	110 (1)	110 (4)	116 (6)	1,928 (875)
採用 者数	15 (6)	32 (14)	72 (64)	3 (1)	1 (0)	2 (0)	3 (1)	3 (0)	11 (0)	12 (0)	154 (86)

()内は女性の人数。

イ 選考採用

(単位：人)

教育	教育職員以外	合計
87	34	121

選考採用としては、教育職員や医師などを、国・県や他の地方公共団体などの職員を本市の職員として採用しました。

職員の退職状況（平成18年4月1日～平成19年3月31日）

(単位：人)

区分	事務	事務以外	技能労務	消防	教育	合計
定年退職	46 (10)	34 (10)	37 (14)	6 (0)	1 (1)	124 (35)
普通退職	13 (2)	45 (31)	4 (2)	1 (0)	31 (7)	94 (42)
募集退職	55 (21)	61 (51)	10 (6)	14 (0)	4 (3)	144 (81)
死亡退職	6 (1)	2 (2)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	10 (5)
その他 退職	0 (0)	4 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	6 (0)
計	120 (34)	146 (94)	53 (24)	23 (0)	36 (11)	378 (163)

()内は女性の人数

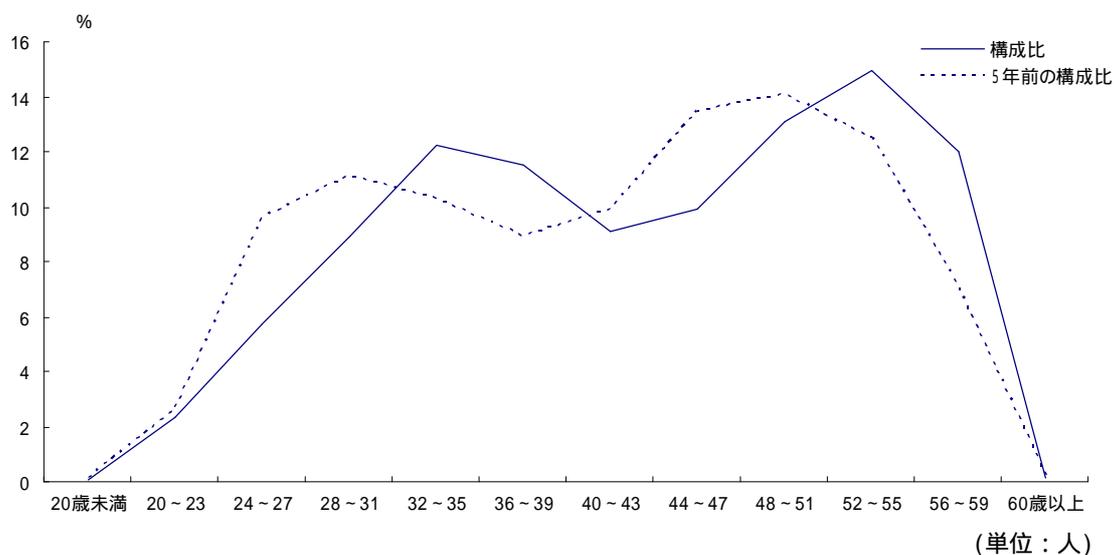
部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

（単位：人）

部 門		職員数		増減数	主な増減理由
		平成 18 年	平成 19 年		
一般 行政 部門	議 会	25	26	1	調査部門の拡充
	総 務	895	986	91	区役所コミュニティ部門の拡充 など
	税 務	286	282	4	納税業務の本庁集中化など
	民 生	1,299	1,264	35	児童相談所の開設 区制による福祉担当の統合など
	衛 生	803	766	37	区制による保健担当の統合など
	労 働	8	8	0	
	農林水産	243	218	25	区制による農業関係部門の統廃 合
	商 工	87	89	2	北京事務所の開設など
	土 木	557	571	14	国県道の管理事務委譲など
	小 計	4,203	4,210	7	
特別 行政 部門	教 育	1,292	1,227	65	教育事務所の統廃合など
	消 防	905	905	0	
	小 計	2,197	2,132	65	
公営 企業 など 部門	病 院	763	793	30	看護師配置基準の改正など
	水 道	405	392	13	信濃川，満願寺浄水場の委託化
	下 水 道	264	219	45	船見下水処理場の委託化など
	そ の 他	246	229	17	中央卸売市場の建設業務終了な ど
	小 計	1,678	1,633	45	
合 計		8,078	7,975	103	

職員数は一般職に属する職員数であり，地方公務員の身分を保有する休職者や一部の派遣職員などを含み，臨時・非常勤職員を除いています。

職員の年齢別職員構成の状況（平成 19 年 4 月 1 日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	7	186	455	711	979	918	728	788	1,043	1,193	957	10	7,975

定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間で職員数 660 人(8.1%)を削減することを目標とした定員適正化計画を策定し、その達成に努めています。

ア 定員適正化目標

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成 17 年 4 月 1 日	平成 22 年 3 月 31 日	660 人(8.1%)の純減

イ 定員適正化計画の年次別進捗状況（実績）

(単位：人)

部門	実績			数値目標		
	H17.4.1 職員数	H19.4.1 職員数	差	H19.4.1 職員数	H22.4.1 職員数	
普通会計	一般行政	4,186	4,210	24	4,142	3,863
	教育	1,317	1,227	90	1,277	1,119
	消防	886	905	19	907	907
公営企業等会計	1,808	1,633	175	1,681	1,648	
計	8,197	7,975	222	8,007	7,537	

平成 17 年 4 月 1 日の職員数は、旧巻町等職員を含みます。

(2) 職員の給与の状況

人件費の状況(平成18年度普通会計決算)

歳出総額のうち人件費は576億9,618万円となり、歳出総額に占める割合は19.6%でした。

区分	歳出額(A)	実質収支 (歳入総額 - 歳出総額)	人件費(B)	人件費率 (B/A)
18年度	千円 294,125,459	千円 731,115	千円 57,696,180	% 19.6

普通会計は水道職員や病院職員などの公営企業にかかる経費は除きます。なお、人件費には共済費の事業主負担が含まれています。

職員給与費の状況(平成19年度普通会計予算)

給与総額と職員数の状況は表のとおりで、職員1人当たりの平均年間給与総額は約660万円(前年比2万円)です。

区分	職員数 (A)	給与費				一人当たり給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
19年度	人 6,397	千円 26,869,929	千円 4,407,269	千円 10,956,144	千円 42,233,342	千円 6,602

職員手当は退職手当を除くそのほかの手当(扶養・通勤・住居・時間外勤務手当など)の総額です。

職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成19年4月1日現在)

ア 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
新潟市	43.06歳	347,449円	432,720円

イ 技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
新潟市	46.01歳	335,694円	370,805円
うち用務員	46.06歳	335,440円	366,773円
うち清掃作業員	46.01歳	351,678円	412,395円
うち給食調理員	44.06歳	314,161円	324,079円

- 1 「一般行政職」とは国において給料表が異なる税務職と福祉職の職員は除きます。
- 2 「平均給料月額」とは平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 3 「平均給与月額」とは給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当など諸手当の額を合計したものです。

職員の初任給の状況（平成 19 年 4 月 1 日現在）

区 分		新 潟 市		国	
		初任給	2 年後の給料	初任給	2 年後の給料
一般行政職	大 学 卒	170,200 円	178,600 円	170,200 円	178,600 円
	高 校 卒	138,400 円	144,100 円	138,400 円	148,500 円
技能労務職	高 校 卒	135,600 円	141,500 円	135,600 円	141,500 円
	中 学 卒	-	-	-	-

初任給は学校卒業後直ちに採用された場合の月額です。

職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成 19 年 4 月 1 日現在）

区 分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大 学 卒	256,498 円	309,719 円	376,911 円	413,357 円	428,507 円
	高 校 卒	212,582 円	270,838 円	320,812 円	375,654 円	398,292 円
技能労務職	高 校 卒	218,827 円	246,027 円	301,312 円	347,010 円	365,835 円
	中 学 卒	-	-	-	-	-

- 1 経験年数は採用前に民間企業勤務経験などがある場合にはその期間を換算し、採用後の年数に加算した年数をいいます。卒業後直ちに採用され、引き続き勤務している場合は採用後の年数です。
- 2 特定幹部職員（部長以上）は含まれていません。

一般行政職の級別職員数の状況（平成 19 年 4 月 1 日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1 年前構成比	5 年前構成比
9 級	部長	12 人	0.4%	0.4%	0.4%
8 級	部長	29 人	0.9%	0.9%	1.4%
7 級	次長	35 人	1.1%	1.2%	1.5%
6 級	参事・課長	264 人	8.1%	8.1%	12.3%
5 級	副参事・課長補佐	936 人	28.6%	28.9%	31.8%
4 級	課長補佐・主幹	558 人	17.1%	16.7%	11.5%
3 級	係長・主査・副主査	858 人	26.2%	26.9%	22.0%
2 級	主事・技師	340 人	10.4%	10.1%	12.2%
1 級	主事・技師	237 人	7.2%	6.7%	6.9%

- 1 この表は一般行政職の職員について、俸給表の級区分別の職員数の状況を示したものです。
- 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

昇給期間短縮の状況

区 分		合 計	一般行政職	技能労務職
18 年度	職 員 数 (A)	4 , 2 8 3 人	3 , 2 6 9 人	1 , 0 1 4 人
	普通昇給期間 (12 ~ 24 月) を短縮して昇給した職員数 (B)	0 人	0 人	0 人
	比 率 (B / A)	0 %	0 %	0 %
17 年度	職 員 数 (A)	4 , 2 6 2 人	3 , 1 8 7 人	1 , 0 8 0 人
	普通昇給期間 (12 ~ 24 月) を短縮して昇給した職員数 (B)	5 8 5 人	4 4 1 人	1 4 4 人
	比 率 (B / A)	1 3 . 7 %	1 3 . 9 %	1 3 . 3 %

平成 18 年度は昇給期間短縮を実施しておりません。

職員の手当の状況 (平成 18 年 4 月 1 日 ~ 平成 19 年 3 月 31 日現在)

ア 期末・勤勉手当

1 人当たり平均支給額	
1 , 7 5 4 千円	
支給割合	
期末手当	勤勉手当
3 . 0 月分	1 . 4 5 月分
(1 . 6) 月分	(0 . 7 5) 月分
加算措置の状況	
職制上の段階 , 職務の級などによる加算措置	
・ 役職加算	5 ~ 2 0 %
・ 管理職加算	なし

() 内は , 再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（平成 19 年 3 月 31 日現在）

（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	21.0 月分	27.3 月分
勤続 25 年	33.75 月分	42.12 月分
勤続 35 年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例 措置(2%～20%加算)	
1 人当たり平均支給額	3,590 千円	25,561 千円

ウ 特殊勤務手当（普通会計決算）

職員全体に占める手当支給職員の割合	23.3%
支給対象職員 1 人当たり平均支給年額	91,236 円
手当の種類（全職種）	21 種類
支給額の多い手当	夜間特殊業務手当，清掃手当，福祉施設業務手当，療育指導等業務手当
支給対象職員の多い手当	夜間特殊業務手当，福祉施設業務手当，清掃手当，接触手当

エ 時間外勤務手当（普通会計決算）

支給実績	1,653,551 千円
職員 1 人当たり平均支給年額	273 千円

オ その他の手当（主なもの）

扶養 手当	配偶者	13,000 円
	子どもなど（年齢などの区分に応じて）	6,000 円～16,000 円
住居 手当	持ち家	2,500 円
	借家・アパートなど（家賃の額に応じて）	最高 27,000 円
通勤 手当	バス・電車などの利用者（運賃の額に応じて）	最高 55,000 円
	自転車・自動車などの使用者（片道の使用距離に応じて）	2,000 円～24,500 円

特別職の報酬などの状況（平成 19 年 4 月 1 日現在）

区 分		給料月額など
給 料	市 長	1,163,000 円
	副 市 長	939,000 円
報 酬	議 長	778,000 円
	副 議 長	700,000 円
	議 員	653,000 円
期 末 手 当	市 長	6 月期 1.6 月分 12 月期 1.75 月分 計 3.35 月分
	副 市 長	
退 職 手 当	市 長	(算定方式) (支給時期) 給料月額(1,163,000 円) × 在職月数 × 0.64 (任期毎)
	副 市 長	給料月額(939,000 円) × 在職月数 × 0.42 (任期毎)

(3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間の状況（標準的なもの。平成19年4月1日現在）

ア 勤務時間 午前8時30分から午後5時15分まで。1日当たり8時間勤務

イ 週休日 土曜日及び日曜日

ウ 休日 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）

エ 休憩時間 午後0時15分から午後1時までの45分間

年次有給休暇の取得状況（平成18年1月1日～平成18年12月31日）

1年につき20日間付与。当該年付与分のみ翌年繰越し可。

平均取得日数は、12.8日

特別休暇の導入状況（平成19年4月1日現在）

種 類	付与日数など
1 公民権行使	必要と認められる期間
2 証人・参考人などの出頭	必要と認められる期間
3 産前・産後	出産予定日以前8週間（多胎妊娠の場合は14週間）から産後8週間を経過する日までの届け出た期間
4 妊娠・産後の保健指導など	妊娠期間などに応じて付与
5 妊娠中の通勤	1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認められる期間
6 生理	連続する2日以内で必要とする期間
7 育児時間	1日2回それぞれ30分以内
8 骨髄移植	必要と認められる期間
9 ボランティア	1暦年において5日の範囲内の期間
10 職員の結婚	5日の範囲内の期間
11 妻の出産	2日の範囲内の期間
12 子の看護	1暦年において5日の範囲内の期間
13 忌引き	親族に応じて付与
14 父母の追悼	1日の範囲内の期間
15 夏季休暇	3日の範囲内の期間
16 災害による現住居の損壊など	7日の範囲内の期間
17 災害による出退勤困難	必要と認められる期間
18 リフレッシュ休暇（勤続20年、30年）	3日の範囲内の期間
19 育児参加	5日の範囲内の期間

特別休暇とは、勤務しないことが相当であると認められる場合に勤務しないことが認められるものです。

育児休業の取得状況（平成 18 年 4 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日）（単位：人）

	男性	女性	計
新たに育児休業を取得した者	4	132	136
前年度から引き続いている者	1	93	94

（４）職員の分限及び懲戒処分の状況（平成 18 年 4 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日）

分限処分者数

（単位：人）

処分事由 / 処分の種類	降任	免職	休職	降給	合計	失職
1 勤務実績が良くない場合	0	0	-	-	0	-
2 心身の故障の場合	0	0	160	-	160	-
3 職に必要な適格性を欠く場合	0	0	-	-	0	-
4 職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	-	-	0	-
5 刑事事件に関し起訴された場合	-	-	2	-	2	-
6 条例に定める事由による場合	-	-	0	0	0	-
合計（1～6の計）	0	0	162	0	162	-
7 地方公務員法第 28 条第 4 項により失職した者	-	-	-	-	-	0
8 地方公務員法第 28 条第 4 項に基づく条例により失職しなかった者	-	-	-	-	-	0

分限処分とは、職員がその職責を十分に果たすことができないと認められる場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分をいい、降任、免職、休職、降給の 4 種類があり、地方公務員法第 28 条に規定されています。

懲戒処分者数

（単位：人）

処分事由 / 処分の種類	戒告	減給	停職	免職	合計	訓告など
1 法令に違反した場合	1	0	0	1	2	26
2 職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	9	1	1	0	11	57
3 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	1	3	5	9	9
合計	10	2	4	6	22	92

1 懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問い、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分をいい、戒告、減給、停職、免職の 4 種類があり、地方公務員法第 29 条に規定されています。

2 訓告とは、懲戒処分には至らないが、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、注意を喚起し、公務における規律と秩序を維持することを目的として行われるものをいいます。

(5) 職員のサービスの状況

職員のサービス上の義務として、法令などおよび上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治行為の制限、争議行為などの禁止、営利企業などの従事制限があります。

本市では、職員の綱紀の保持およびサービス規律の確保のための指針「信頼される公務員となるために」を定めており、平成 18 年度においては次に掲げる通知などにより、職員のサービス規律の確保に努めました。

時 期	内 容	方 法
平成 18 年 5 月 2 日	サービスに関する連絡会議（さわやか運動の推進など）	所属長周知
平成 18 年 9 月 22 日	サービスに関する連絡会議（飲酒運転の防止など）	所属長周知
平成 18 年 10 月 10 日	新潟市長選挙における職員のサービス規律の確保について	文書通知
平成 18 年 11 月 7 日	さわやか運動推進メール（職務時間中の喫煙について）	グループウェア（庁内掲示板）掲載
平成 18 年 11 月 16 日	地方行政及び地方公務員に対する信頼の回復について	文書通知
平成 18 年 12 月 15 日	年末年始における綱紀の保持について	文書通知
平成 19 年 2 月 19 日	サービスに関する連絡会議（飲酒運転の防止など）	所属長周知
平成 19 年 3 月 5 日	統一地方選挙における職員のサービス規律の確保について	文書通知
平成 19 年 3 月 19 日	サービスに関する連絡会議（サービス残業の防止など）	所属長周知

(6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況（平成 18 年 4 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日）

研修の実施状況

区 分	人 数
1 職場研修	12,477
2 自己啓発	85
3 階層別研修	711
4 専門研修	666
5 政策形成研修	20
6 I T 研修	1,494
7 意識啓発講座	265
8 派遣研修	200
9 研修企画	8
合計（延べ人数）	15,926

勤務成績の評定の状況

職員の能力や適性に応じた適材適所の配置や人材育成などへの活用を図ることを目的として、人事評価制度を試行的に実施しています。

(7) 職員の福祉及び利益の保護の状況(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

職員厚生に関する事業概要

ア 新潟市職員互助会の実施事業

- ・ 給付事業(慶弔給付・見舞金など) 2,897件
- ・ 貸付事業(普通貸付・特別貸付) 577件
- ・ 団体扱いの保険の取り扱い
- ・ レクリエーション, 研修事業(ボウリング大会, ライフプランセミナー)
- ・ 助成事業(クラブ活動助成, 体育施設利用助成など)
- ・ 厚生施設, 職員保養所の運営

イ 新潟県市町村職員共済組合の実施事業

- ・ 長期給付事業(退職者, 遺族への年金給付)
- ・ 短期給付事業(法定給付, 付加給付)
- ・ 貸付事業
- ・ 保健事業(疾病予防, 健康相談など)

公務災害などの状況

区 分	件 数
公務災害	61
通勤災害	6
合 計	67

2 人事委員会の業務の状況

(1) 職員の競争試験及び選考の状況

競争試験の状況(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

該当ありませんでした。

採用選考の状況(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

該当ありませんでした。

昇任試験の状況(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

該当ありませんでした。

役職別昇任選考者数(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

役 職	人数(人)
部 長	1 2
課 長	4 4
合 計	5 6

人事委員会が実施しているものに限りません。

(2) 給与、勤務時間その他の勤務状況に関する報告及び勧告の状況

給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の概要（平成18年4月1日～平成19年3月31日）

該当ありませんでした。

新潟市人事委員会は、平成19年1月11日設置のため、平成19年度からの実施となります。

(3) 勤務条件に関する措置の要求の状況

勤務条件に関する措置の要求の件数（平成18年4月1日～平成19年3月31日）

区 分	継続件数			処理件数 (B)	翌年度への 繰越 (A) - (B)
	前年度からの 繰越	新規要求	小計(A)		
給与・旅費	0	1	1	0	1
勤務時間・休暇	0	0	0	0	0
執務環境	0	0	0	0	0
厚生福利	0	0	0	0	0
転任・任用	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合 計	0	1	1	0	1

新潟市人事委員会は、平成19年1月11日設置のため、新潟市公平委員会の期間を含みます。

(4) 不利益処分に関する不服申し立ての状況

不利益処分に関する不服申し立ての件数（平成18年4月1日～平成19年3月31日）

区 分	継続件数			処理件数(B)	翌年度への 繰越 (A) - (B)
	前年度から の繰越	新規申し立て	小計(A)		
分限処分	0	0	0	0	0
懲戒処分	1	0	1	0	1
転任	1	0	1	0	1
その他	0	0	0	0	0
合 計	2	0	2	0	2

新潟市人事委員会は、平成19年1月11日設置のため、新潟市公平委員会の期間を含みます。